

建設経済の最新情報ファイル

RICE monthly

RESEARCH INSTITUTE OF
CONSTRUCTION AND ECONOMY

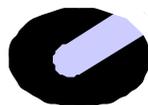
研究所だより

No. 261

2010 11

CONTENTS

視点・論点		
－ 維持更新投資とインフラ・マネジメント －	1
I. 民法（債権関係）の改正と建設業界への影響（2）	2
II. 平成 22 年度第 2 回 建設業景況調査	20
III. 建設関連産業の動向 －鉄鋼－	30



RICE

財団
法人

建設経済研究所

〒105-0003 東京都港区西新橋 3-25-33 N P 御成門ビル 8F

TEL : (03)3433-5011 FAX : (03)3433-5239

URL : <http://www.rice.or.jp>
E-mail : info@rice.or.jp

維持更新投資とインフラ・マネジメント —「オーバーユース問題」への緊急対応—

研究理事 山口 悦弘

今から遡ること 20 数年前 ニューヨークの橋が壊れ歩行中の女性が転落し大けがをした。ニューヨーク・ブルックリンにおいて、橋梁歩道部分の床（グレーチング）とともに 15 メートル下の地下鉄敷に落下し重傷をおった事故として報道された。米国では、80 年前から大都市を中心に大型橋梁の建設が集中的に行われたが、その維持管理更新が十分には実施されてこなかった。地球上のあらゆる物には寿命がある。半永久的と思われた構造物についても例外ではない。

我が国においても、社会資本ストックの維持更新は、緊急課題となりつつある。戦後経済成長と豊かな生活の基盤となった社会資本ストックは、2010 年現在 750 兆円に達すると見られ、今後 800 兆円にせまることとなる。しかし、これらを形成してきたフローとしての公共投資額は、ピーク時の約 40% の水準になっていると推計される。このような状況が続けば、計算上では 2020 年代に維持更新需要が公共投資額を超過することとなる。現実には耐用年数を超えても使用は可能であり、いわゆるオーバーユースの状況が発生する。しかし当然のことながら、オーバーユースはニューヨークのようなケースを起こす危険性をはらむこととなる。

20 世紀前半に競うように建設された米国の橋は、現在耐用年数を過ぎたものが多く、危険性が日々増大している。2007 年にはミネアポリスで橋が崩壊し、多くの犠牲者を出したことも記憶に新しい。米国では現在建設後 50 年以上の橋梁が全体の 6% 程度に過ぎないが、10 年後には 20%、20 年後にはさらに 50% に近づくと予想される。我が国も近々 80 年代の米国と同様の状況になることが想定されるであろう。

1986 年、米国において「荒廃するアメリカ」という本が出版され、社会インフラのオーバーユース問題に警鐘を鳴らし話題となった。この

原題は、「America In Ruins」である。この中で「ruin」とは、動詞では荒廃させる意味だが、名詞では荒廃したもの、廃墟を意味する。この本の題名は、本来「荒廃してしまったアメリカ」という意味で、つまり手遅れとなったアメリカと主張している。我が国は、手遅れとならぬよう「荒廃しない日本」の実現が急務である。

米国におけるこのような「オーバーユース問題」から、幾つかの教訓が得られる。今後のインフラについては、更新時に耐用年数の長い施設に造り替える、いわゆる「ロングライフ化」がまず原則となる。インフラの耐用年数を 20% 一律に延長させれば、計算上は更新可能な期間が 10 年以上は伸びることとなり、施設更新に当たって先進技術の活用は不可欠である。また「タイムリーな維持補修」も必要である。ニューヨーク市管理下の橋梁は約 800 あるが、これまで計画的な維持修繕は行われておらず、半数近くの橋梁の状況が不十分という調査結果が出された。これに比べニューヨーク・ニュージャージー港湾公社等による 15 カ所の有料橋梁・トンネルについては、公企業会計下で適切な維持管理補修が実施され、状態は良好と発表された。この事例をとってみても、経営財務管理下でのマネジメントの重要性が認識できる。我が国においても、計画的な維持管理かつタイムリーな維持補修が求められている。

高齢化する社会資本ストックを安定的に維持するには、適切な「更新投資額」の確保が前提となるが、既存施設の有効活用の観点からみても、ロングライフ化のための技術的手法とインフラを客観的に評価できる経営財務的手法を同時に満たす新たな会計手法の整備が望まれる。高齢化する社会資本をタイムリーに維持更新するには、「インフラ会計手法」に基づく「インフラ・マネジメント」が必要不可欠である。

I. 民法(債権関係)の改正と建設業界への影響(2)

総括研究理事 服部敏也

本稿は、現在、法務省法制審議会で検討中の民法(債権関係)改正の内容を紹介し、建設業界への影響を検討するものです。今回は、連載2回目(目次参照)。いよいよ本論に入り、最重要論点である債務不履行責任関係の規定(解除、損害賠償、危険負担、瑕疵担保責任など)の改正から紹介・検討していきます。

目次

はじめに

第一章 民法改正の必要性

第1節 法務省法制審議会の審議内容から

第2節 具体的な民法の改正検討事項からみた必要性

第3節 経済社会の変化からみた民法改正の必要性

第4節 債権法中心部分の改正 (以上 本誌 2010年10月号)

第二章 債務不履行責任関係の規定の改正

第1節 民法改正検討委員会の提案の概要

第2節 法制審議会の審議内容から

第3節 建設業界への影響 (以上 本号)

第二章 債務不履行責任関係の規定の改正

第1節 民法改正検討委員会の提案の概要

1 債務不履行責任関係の提案内容

法務省法制審議会の民法(債権関係)部会では、平成22年1月26日、2月23日に3、4回目の審議を行った。内容は本稿のテーマと同じ債権の債務不履行関係である。実質審議の最初にこのテーマを選んだことは、その重要性を反映していると言えよう。

審議では、法務省は各論併記で中立的に説明しているが、議論は、法学者グループの提案として昨年3月に公表された「債権法改正の基本方針」(以下、「基本方針」という。)の提案を念頭に、その賛否の意見表明が行われている。

この提案が、債務不履行関係のこれまでの「通説・判例」に対する最も先鋭な改革案であり、それ以後の学会や法曹界の議論をリードしているからである。

そこで、本稿も「基本方針」の該当部分の提案内容から説明することにしたい。

まず、中古住宅の売買契約を例にとって、これまでの「通説判例」の考え方を簡単に整理すると以下のようなになる。

図表 1 これまでの通説判例の考え方

No	想定例	通説判例の結論
①	中古住宅が契約締結の前日に類焼で滅失していた場合 (原始的履行不能)	契約は無効。特定物である当該中古住宅はただ一つしかないから、契約当初から存在しない物の契約は無効で、債務不履行責任は問えない。別途、契約締結上の過失が認められれば損害賠償責任を負う。
②	中古住宅が契約締結の翌日に類焼で滅失していた場合 (後発的履行不能)	契約は有効で、履行不能について債務者(売主:住宅の引渡債務の債務者)に帰責事由があれば、債務不履行(解除・損害賠償責任)。債務者に帰責事由が無ければ、双務契約なので引渡債務は消滅するが、反対債務である代金の負担は危険負担制度で解決。
③	引渡期日が来ても中古住宅が引き渡されない場合 (履行遅滞)	契約は有効。債務者に帰責事由があれば、債務不履行責任(給付の履行強制、損害賠償、解除等)を負う。
④	新築同様の良好な住宅と説明されて買ったが、欠陥箇所があり修理が必要だった場合(不完全履行)	契約は有効。民法の一般原則は債務不履行責任(追完請求、損害賠償、解除)。しかし、中古住宅は特定物(世界にこれしか無い物)なので、瑕疵があっても現物の引渡で履行済。これでは不公平なので、特定物売買には瑕疵担保責任という法定責任を負う(無過失責任であるが、損害賠償のみ)。

この考え方は、瑕疵担保責任(民法 570 条)について法定責任説を採った場合の理論構成であり、皆さんが学生時代に教科書や予備校本で勉強された通りである。

この通説の法定責任説に対して、契約責任説という「有力説」があると教科書等にかかれていたのをご記憶だろうか。実は、「基本方針」の提案は、簡単に言うと、この契約責任説に近い考え方に沿って民法を書き換えようというものである。

学者の主張に沿って、「基本方針」の提案を要約すると、次のようになる。

(参考：山本豊「債務不履行・約款」ジュリスト 1392 号 84 頁～、2010 年 1.1-15 日号)

(注：以下のページ数は「債権法改正の基本方針」(別冊 NBL126 号)の該当頁。【 】内の番号は「基本方針」の条項番号である。その意味は、例えば【3.1.1.08】は、順に、民法第 3 編の第 1 部の第 1 章の第 8 番目の条文という趣旨である。最後の数字は章ごとの通し番号である。)

(1) 原始的履行不能の否定

原始的履行不能の契約は、通説は無効とするが、「基本方針」の提案は原則有効とする(94頁【3.1.1.08】)。債務不履行責任の問題として、一元的に理論構成する。提案された条文の試案は、以下の通りである。

【3.1.1.08】(契約締結時に存在していた履行不可能、期待不可能)

契約上の債務の履行が契約締結時点で既に履行することが不可能であった場合、その他履行をすることが契約の趣旨に照らして債務者に合理的に期待できなかった場合も、その契約は、反対の合意が存在しない限り、有効である。

(2) 後発的履行不能を、債務者の帰責事由の有無で区分する理論構成を否定。

後発的履行不能を、債務者の帰責事由(従来の法文上は「責めに帰すべき事由」)の有無で、危険負担か債務不履行かに区分するのが通説である。

これに対し、「基本方針」は、後発的履行不能全体を履行請求権の限界問題(履行を請求することができない場合)として、債務者の帰責事由の有無で区分せず、解除制度の下で一元的に理論構成する(131頁【3.1.1.56】)ことを提案している。

従って、危険負担制度は廃止されるが(150頁【3.1.1.85】)、「危険の移転」の規定において、売買の目的物の引渡又は登記により危険が移転し、原則としてその後滅失等があった場合は買主は解除できず、代金支払義務を免れることができない趣旨の規定を提案している(286頁【3.2.1.27】【3.2.1.28】)。

提案された条文の試案の主なものは、以下の通りである。帰責事由の言葉を使わず、整理されている。

【3.1.1.56】(履行を請求することができない場合)

履行が不可能な場合その他履行することが契約の趣旨に照らして債務者に合理的に期待できない場合、債権者は、債務者に対して履行を請求することができない。

【3.1.1.85】(危険負担制度の廃止)

現民法534条、535条、536条1項は、廃止する。

【3.2.1.27】(代金支払義務と危険の移転)

売主の給付すべき目的物が滅失・既存し、その滅失・損傷について売主に免責事由が認められる場合において、買主が代金支払義務を負うか、契約を解除して代金支払義務を免れるかどうかは、以下の規定に従う。ただし、当事者が別段の定めをしている場合には、この限りではない。

<1>売主が目的物を買主に引渡す前に目的物が滅失・損傷したときは、買主は【3.1.1.77】(解除権の発生要件)に従って契約を解除することにより、代金支払義務を免れることができる。

〈2〉売主が目的物を買主に引き渡した後に目的物が滅失・損傷したときは、目的物の滅失・損傷により売主の債務の履行が不可能になった場合でも、買主は契約を解除することができない。

〈3〉売買の目的物が不動産であるときは、目的物が引渡の前に滅失・損傷した場合であっても、買主に移転登記がなされていれば、買主は契約を解除することができない。

〈4〉〈2〉及び〈3〉の規定にもかかわらず、目的物の滅失毀損が目的物の瑕疵によって生じた場合には、買主は契約を解除することができる。

(3) 三分体系の否定

通説は、履行不能、履行遅滞、不完全履行に三分類して要件効果を議論する「三分体系」を採用するが、「基本方針」はこれを否定し、債務不履行として一元的に理論構成する。

三分体系の通説の債務不履行の要件は簡単に言うと次の通りである。②の債務者の帰責事由の要件は、明文の根拠は 415 条後段の履行不能の場合しかないが、三類型すべての共通要件と解釈され、その理論的根拠が過失責任説である。三分類されているが、②③の要件は共通である。帰責事由の意味は、「故意、過失又は信義則上これと同視すべき事由」と解釈されるが、立証責任は債務者が負うとされ、他の要件と異なっている。

図表 2 通説における債務不履行要件と立証責任

通説の債務不履行要件		立証責任
①履行不能、履行遅滞、又は不完全履行の事実が生じていること ②債務者に帰責事由があること ③違法性があること	→	①債権者が立証 ②債務者が帰責事由の無い事を立証 ③債権者が違法性阻却事由を立証 (同時履行の抗弁権は債務者が主張)

債権法の理論中心の話で、そもそも産業界にとっては議論の実益が無いと感じられる方も多いただろう。これが英米法に比べて、日本の通説＝ドイツ民法学が理論偏重でわかりにくいと言われるところである。

もともと、この三分体系論は民法制定時の解釈ではない。フランス法由来の条文で構成されている日本の民法に、後からドイツ民法学の理論を持ち込んで、解釈論を展開したものである。このことを、「基本方針」を提案する民法学者は「学説継受」と呼ぶ。

そして、「基本方針」は、「三分体系」を否定し、債務不履行として一元的に理論構成する。そして、損害賠償と解除に関し、基本的な原理原則を明示する規定を整備し、国民にわかりやすい民法を目指している（なお、履行不能、履行遅滞等の言葉を全く使わないわけではない）。提案された条文の試案の主なもの、以下の通りである。

その結果、例えば、債務不履行の効果として「履行に代わる損害賠償」(138 頁、【3.1.1.65】、【3.1.1.66】)あるいは、「催告解除・無催告解除」は、従来、各類型ごとに認められる・認

めない場合はなにかと議論されていて分かりにくかったが、一元的な構成ですっきりまとめられている（144頁【3.1.1.77】）。

【3.1.1.65】（履行に変わる損害賠償）

〈1〉債権者は、次の各号に掲げる事由が生じたとき、【3.1.1.62】（債務不履行による損害賠償）のもとで、債権者に対し、履行に代わる損害の賠償を請求することができる。

〈ア〉履行が可能なきとき、その他履行をすることが契約の趣旨に照らして債務者に合理的に期待できないとき

〈イ〉履行期の到来の前後を問わず、債務者が債務の履行を確定的に拒絶する意思を表明したとき

〈ウ〉債務者が債務の履行をしない場合において、債権者が相当の期間を定めて債務者に対し履行を催告し、その期間内に履行がなされなかったとき

〈エ〉債務を発生させた契約が解除されたとき

〈2〉 略（ア～エの時効の起算点）

【3.1.1.77】（解除権の発生要件）

〈1〉契約当事者の一方に契約の重大な不履行があるときには、相手方は、契約の解除をすることができる。

〈ア〉契約の重大な不履行とは、契約当事者の一方が債務の履行をしなかったことによつて、相手方が契約に対する正当な期待を失った場合をいう。

〈イ〉契約の性質または当事者の意思により、特定の日時又は一定の期間内に債務の履行をしなければ契約の目的を達成することができない場合において、当事者の一方が履行をしないのでその時期を徒過したときは、契約の重大な不履行にあたる。

〈2〉契約当事者の一方が債務の履行をしない場合に、相手方が相当の期間を定めてその履行を催告し、催告に応じないことが契約の重大な不履行に当たるときは、相手方は契約の解除をすることができる。

〈3〉事業者間で結ばれた契約において、契約当事者の一方が債務の履行をしない場合、相手方が相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、相手方は、契約の解除をすることができる。ただし、催告に応じないことが契約の重大な不履行にあたらぬときはこの限りではない。

（4）損害賠償、解除における過失責任主義の否定

損害賠償は、債務不履行の一般的効果（136頁【3.1.1.62】）であるが、「基本方針」は、債務不履行の一元的構成を前提に、過失責任主義を採用しないと提案している。

従つて、現行415条の後段では、「債務者の責に帰すべき事由」の要件を使わず、損害賠償の免責事由として、「契約において債務者が引き受けていなかった事由により債務不履行

が生じたときは、損害賠償は負わない」(同頁【3.1.1.63】)と規定する。まずは、具体的な条文の提案をご覧いただこう。

【3.1.1.62】(債務不履行を理由とする損害賠償)

債権者は、債務者に対し、債務不履行によって生じた損害の賠償を請求することができる。

【3.1.1.63】(損害賠償の免責事由)

<1>契約において債務者が引き受けていなかった事由により債務不履行が生じたときには、債務者は(債務不履行)の損害賠償責任を負わない。

<2>債務者が(同時履行の抗弁権、不安の抗弁権)を有しているときには、債務者は(債務不履行)の損害賠償責任を負わない。(注：括弧内は筆者が補正)

「基本方針」の提案の趣旨は、通説のドイツ型「過失責任主義」に基づく「債務者による無過失の抗弁が認められたときに債務不履行が免責される」という理論構成ではなく、「契約のもとでの履行障害リスクの引き受け」という考え方に沿って「契約に想定され、また想定されるべきでもなかった事態によるリスクは債務者に配分されていないので責任を負わない」というルールを採用すべきものと説明されている。

なお、「基本方針」では、損害賠償の範囲は、「契約締結時に両当事者が…予見し、また予見すべきであった損害」としており、相当因果関係説(通常生じる損害は予見可能性を問題にせず賠償、特別の損害は債務不履行時に債務者(条文上は当事者)が予見可能であった事情により通常生じる損害のみ賠償)ではなく、保護範囲説・契約利益説のような「予見可能性ルール」の採用を提案している(139頁【3.1.1.67】)。ここでも契約の内容が重視される。

【3.1.1.67】(損害賠償の範囲)

<1>契約に基づき発生した債権において、債権者は、契約締結時に両当事者が債務不履行の結果として予見し、または予見すべきであった損害の賠償を、債務者に対して請求することができる。

<2>債権者は、契約締結後、債務不履行が生じるまでに債務者が予見し、または予見すべきであった損害についても、債務者がこれを回避するための合理的な措置を講じたのでなければ、債務者に対して、その賠償を請求することができる。

解除においても、通説は、「債務者の責めに帰する…事由」(民法 543 条)の文言から、解除は債務者に対する責任追及の制度であり、解除の要件として帰責事由を要すると解釈してきた。

これに対して、「基本方針」は、解除は、契約の拘束力から当事者を解放する制度であり、

従来の通説のいう債務者の帰責事由の要件は不要とし、「当事者の一方に契約の重大な不履行があるとき」には解除できる条文を提案している。(145 頁 【3.1.1.77】 上記参照) ここでも契約の重要部分とは何かが問題となり、契約の内容が重視される。

(5) 「特定物ドグマ」の否定

通説は、特定物の引渡に関する弁済の効果(特定物は世界にただ一つしかないから、瑕疵があるものでも弁済と認める)を理論構成の基礎としているが、「基本方針」はこれを「ドグマ」と否定し、引渡義務の内容は契約で定まるとする。従って、弁済の効果を認めた民法 483 条は削除することを提案している。(178 頁 【3.1.3.07】)

これは、われわれの日常の生活感覚とも合致する。理論的にも、通説が売買の瑕疵担保責任が、弁済したにも拘わらず瑕疵があるから責任を負う特別の「法定責任」と苦しい説明していたのを、単純に債務不履行の一環として説明できる。ただ、これまでの経過を踏まえてわかりやすい民法を目指すためか、目的物に瑕疵があった場合の救済手段のカタログ規定を置き、瑕疵は隠れたものに限らず、責任期間も 1 年に限らず一般原則並みとするなどを提案している。(277 頁 【3.2.1.16】 【3.2.1.E】)

また、新築住宅の売主に瑕疵担保の特則を設け、住宅品確法の内容を取り込むことを提案している。(282 頁 【3.2.1.21】)

なお、物の給付を目的とする契約に於ける「物の瑕疵」とは、「当事者の合意、契約の趣旨及び性質に照らして、給付された物が契約に適合しないこと」と定義規定を置くことを提案する。(92 頁 【3.1.1.05】) 数量的瑕疵も対象になる。

【3.1.1.05】(瑕疵の定義)

物の給付を目的とする契約において、物の瑕疵とは、その物が備えるべき性能、品質、数量を備えていない等、当事者の合意、契約の趣旨及び性質(有償、無償等)に照らして、給付された物が契約に適合しないことをいう。

【3.1.3.07】 現行 483 条は廃止。

【3.2.1.16】(目的物の瑕疵に対する買主の救済手段)

<1>買主に給付された目的物に瑕疵があった場合、買主には以下の救済手段が認められる

<ア>瑕疵のない物の履行請求(代物請求、修補請求等による追完請求)

<イ>代金減額請求

<ウ>契約解除

<エ>損害賠償請求

<2>瑕疵の存否に関する判断については、【3.2.1.27】(代金支払義務と危険の移転)に従って危険が移転する時期を基準とする。(注:【3.2.1.27】は引渡によって危険が移転する)

【3.2.1.E】 現民法 556 条 3 項の短期期間制限(一年)を廃止し、一般原則に委ねる。

【3.2.1.21】(新築住宅の売主に関する特則)

〈1〉耐久性を有する建物の売主は、その建物の耐久性にかかわる基礎構造部分について存する瑕疵について、買主に引き渡した時から10年間、【3.2.1.16】（上記参照）に従って責任を負う。

〈2〉〈1〉の規定に反する特約で、買主に不利なものは、無効とする。

2 諸外国の影響

(1) ドイツ

第1回目の連載にも述べたように、以上の提案は、日本民法のお手本であるドイツが行った2002年から施行した債務法改正の大枠と同じである。ただし、ドイツは債務不履行の損害賠償については、過失責任を維持したという。（参考：マンフレッド・レービッシュ「ドイツにおける新債務法」197頁以下 立命館法学2007年2号）

ドイツは、「消費財の売買並びに関連する保証に関するEU指令1999/44/EC」を国内法化するため、2002年1月1日までに債務法を改正する必要に迫られていた。（参考：田中幹夫：弁護士「EU消費財売買指令とドイツにおける国内法化の概要」JETROユーロトレンド2002.5）

そのEU指令の内容は次の通りである。

- ・ 特定物・不特定物を区別することなく、売主は消費者に対して契約内容に適合した消費財を給付する義務を負う。
- ・ 契約不適合の事実が商品引渡後2年以内に判明した場合に、売主は、消費者による瑕疵修補請求・代品請求・代金減額請求・解除の責任を負う。これらの請求等は同列ではなく、まず履行優先の二段階構造である。
- ・ 引き渡し後6ヶ月以内に判明した契約不適合は、引渡時に存在したと推定される。
- ・ 加盟国がこれらの権利について時効期間を定める場合は、引渡後2年間より短い期間を定めることはできない。（ドイツの瑕疵担保の時効は、当時6ヶ月だった。）

EU指令への対応として、ドイツとしては瑕疵担保の部分だけを手直しする選択もあったが、1世紀も前に土台が作られた概念法学的な構造を、国際取引で一般的となりつつある単純な構造に改造すべきと考えられたため、抜本改正になったといわれる。

さらに債務法改正に当たっては、近時の国際法の発展も考慮に入れられ、特に欧州契約法委員会の「ヨーロッパ契約法原則」およびUNIDROITによる「国際商契約原則」との調和が試みられたという。

EU指令の売主の義務の中心概念は、「契約不適合」であるが、ドイツ債務法では「契約不適合」という概念ではなく、それよりやや広い「義務違反」という概念を基礎としているという。即ち、「契約所定の義務に従った履行が全くなされないか、なされてもそれが契約に従った内容でなければ、義務違反を構成し、損害賠償請求権が発生する」という。（参

考：田中幹夫 同)

(2) ウイーン条約

ウィーン条約（国際物品売買法条約：対象は事業者間の国際取引）は、我が国では、2009年に発効しており、「基本方針」にも大きな影響を与えている。EU指令の「契約不適合」の概念も、ウィーン条約を参考にしたものとされる。

その影響は、関係の条文を見れば一目瞭然なので、以下に紹介する。（曾野和明・山手正史「国際売買法」資料編、現代法律学全集第60巻、1993年）

第25条（重大な契約違反の定義）

当事者の一方による契約違反は、その契約の下で相手方が期待するのが当然であったものを実質的に奪うような不都合な結果をもたらす場合には、重大なものとする。ただし違反をした当事者がかような結果を予見せず、かつ、同じ状況の下でその者と同じ部類に属する合理的な者もかかる結果を予見しなかったであろう場合を除く。

第35条1項（物品の契約適合性）

売主は、契約で定めた数量、品質及び記述に適合し、かつ契約で定める方法に従って容器に収められ、又は包装された物品を引き渡さなければならない。

第49条1項（買主による契約の解除）

買主は、次のいずれかの場合に契約の解除を宣言することができる。

a 契約又はこの条約に基づく売主の義務のいずれかの不履行が、重大な契約違反となる場合。（注：重大な契約違反については、25条1項に定義がある）

b（物品を引き渡さない又は拒否した場合：条文は省略）

第74条（損害賠償）

一方の当事者による契約違反についての損害賠償の額は、得べかりし利益の喪失も含め、その違反により相手方が被った損失に等しい額とする。そのような損害賠償の額は、契約違反を行った当事者が契約の締結時に知り、又は知るべきであった事実及び事情に照らし、当該当事者が契約違反から生じ得る結果として契約の締結時に予見し、又は予見すべきであった損失の額を超えることができない。

下線部分を「基本方針」の提案と比較してみると、「基本方針」が通説判例を大胆に変える意図がわかる。「基本方針」では、契約の解除（重大な契約違反）、損害賠償（予見可能性ルール）、物の瑕疵（当事者の合意、契約の趣旨及び性質に照らして、給付された物が契約に適合しないこと）のキーワードが、ウィーン条約の考え方に沿った表現になっている

からである。

やはり、「基本方針」は、ドイツ同様に、我が国の債権法の基本ルールを、国際取引と国内取引で統一することを狙っていると言えよう。

このウイーン条約は、今から 30 年前、1980 年に、ハーグ売買統一条約の改定版として作成されたものである。

その前身となった 1964 年のハーグ売買統一条約が、
「あまりにもドグマ中心で理論に傾斜しており、その構成も複雑なため内容も明瞭性を欠き、英米法との調和を試みているもののやはり大陸法中心であること…」(曾野、同書 17 頁) から世界各国で幅広く採用される見込みが乏しいため、その抜本的な改定が必要とされたためである。

従って、ウイーン条約は、
「実際的かつ明快、簡易であり、理論的ドグマの影響を一貫して排斥した結果として、取引に従事している当事者にも理解しやすくなった…この点で売買に関する米国統一商事法典第二編の影響は大きい」(曾野、同書 26 頁) とされる。

注 : ウイーン条約は 69 カ国が批准し、ドイツでは、西ドイツ時代の 1991 年に発効済みである。

また「米国統一商事法典」とは、アメリカ各州で成文法として採用されている法典で売買に関する規定が中心である。

3 一般条項の提案内容

諸外国の動向に沿っているとは言え、従来の通説をバツサリと取り替える「基本方針」の提案には、ちょっと不安定感を覚える方もおられるだろう。

法制審議会でも、「基本方針」を念頭に次のような批判の声もある。

「グローバルスタンダードを日本における民法改正の一つの参考資料とするのはいいとしても、そのまま仮に持ち込むような議論があるとすれば非常に危惧感があるわけです。現実に実務をやっている、とりわけ地方で弁護士業務をやっている中で、個々の当事者間の契約観を考えたときに、仮に、欧米的な発想で、当事者間の合意を重視していくという方向性があるとすれば、そこに危惧感を覚えるわけです。…」(中井康之委員・弁護士：民法部会第 2 回議事録より引用)

この意見に対しては学者の委員・幹事から多くの反論があったが、鹿野菜穂子幹事(慶応大学教授)の発言を紹介する。

「合意の尊重とは、契約に係る紛争の解決において、まず当事者の合意の趣旨を出発点としようということだと思いますが、それは、形式的に契約書に書かれているものをす

べて押し通さなければならないということの意味するのではないと思います。むしろ、法的に尊重されるべき「合意」とは何かを検討していくことこそが重要だと思います。

先ほど中井委員から、合意を尊重するというのであれば、例えば合意の形成過程に問題があっても取消しが制限されることになるのではないかと、あるいは内容コントロールが行われなくなるのではないかとというような危惧が表明されましたが、そういうことではないのだと思うのです。むしろ、合意を尊重ということは、法的に真に合意として評価できるような条件が備わっていない場合にはその効力を否定するという方向にもつながるのではないかと思います。また、合意の尊重といっても、それは合意が無制限に許容されるということの意味するものではないと思います。むしろ合意として法的に許容できる限度はどこまでなのかということ、ここで検討していくべきだと思います。」(鹿野菜穂子 幹事(慶応大学教授)：民法部会第2回議事録より引用)

「基本方針」には、こういう反応を予想して、契約の妥当性を確保するために、契約の効力を制限したり、契約を変更するための一般条項の見直し又は新設があちこちに提案されている。

「基本方針」は、「これがワンセット」という設計図を明示していないので、私見ながら簡単にご紹介したい。ざっとみても、英米法に影響を受けたと思われる規定もあり、建設工事請負契約約款の条項の解釈に影響すると思われるので、建設業界はこれら一般条項にも大いに関心を持つべきである。(一般条項は、後日の連載で詳しく紹介したいので、今回は概要だけ紹介する。)

① 公序良俗規定の追加

「公の秩序又は善良の風俗」の用語を「公序又は良俗」に訂正。また、第二項に「当事者の困窮、従属もしくは抑圧状態、または思慮、経験もしくは知識の不足等を利用して、その者の権利を害し、不当な利益」を得る暴利行為の無効を明記。「困窮、従属、もしくは抑圧状態」の文言部分が、現代的暴利行為の類型とされる。(20頁【1.5.02】)

② 任意法規に対する慣習優先の原則

民法制定時に、任意法規と慣習のどちらが優先するか学説の対立があり現行民法92条はその結論を明言していない。しかし、その後の学説に沿い、慣習優先説を採用する。ただし、慣習が公序良俗違反の場合や当事者の異なる意思がある場合はこの限りではないとする。(21頁【1.5.04】)。次の③で事業者間取引を民法が規律することと合わせて考えると、民法がビジネス法的性格も備えてくると言えるのではないかと。

③ 消費者・事業者の定義規定の新設

民法は、対等な人と人(法人含む)の間の法律ルールだけでなく、消費者と事業者の間、

事業者間の法律ルールを含む法律となるための④、⑦、⑧とワンセットの規定である。法人その他の団体は、当然に消費者ではないとされる。(23頁【1.5.07】)

④ 意思表示の規定の充実

判例・通説に沿った錯誤、詐欺、強迫の規定の整備(28頁【1.5.13】～)だけでなく、不実表示による意思表示の取消規定の新設(消費者に限らない:30頁【1.5.15】)、消費者契約の特則の新設(断定的判断の提供、困惑による意思表示の取消:34頁【1.5.18】【1.5.19】)を行う。

⑤ 債権者、債務者等における信義則の明記(90頁【3.1.1.03】)

⑥ 交渉当事者の義務を明記

交渉を不当破棄した者の損害賠償責任(95頁【3.1.1.09】)、交渉当事者の情報提供義務・説明義務の新設。(96頁【3.1.1.10】)

⑦ 約款による契約について規制規定の新設

約款の不当条項規制を念頭に、約款が契約に組み入れられる一般的条件と不当条項のリスト(無効となるブラックリストと推定されるグレーリスト)規定を新設。(105頁【3.1.1.25】【3.1.1.26】、リスト条項は111頁から【3.1.1.32】～【3.1.1.34】)

⑧ 消費者契約に於ける無効な契約条項の規定新設

上記の⑥と重なる部分があるが、消費者契約を対象に不当条項リストを新設。(111頁【3.1.1.32】～【3.1.1.36】)

⑨ 契約解釈の原則規定の新設

約款や消費者契約の条項の解釈に付いて「条項使用者不利の原則」を明記。(123頁【3.1.1.43】)

⑩ 不安の抗弁権の新設

債権者の信用不安等から反対給付を受けられない危険が生じたことを理由に自己の債務の履行を拒む「不安の抗弁権」を新設。(131頁【3.1.1.55】)

⑪ 金銭債務の特則(不可抗力の抗弁)

金銭債務の損害賠償が不可抗力をもって抗弁できないとする民法419条3項の規定は、各国の動向にも反するとして削除。(143頁【3.1.1.72】)

⑫ 債権者の損害軽減義務 【3.1.1.73】

裁判所は、債務不履行により債権者が被った損害につき、債権者が合理的な対応をしていれば発生拡大を防ぐことが出来たときは、損害賠償を減額。(143 頁【3.1.1.73】)

⑬ 事情変更の原則

一定の重大な事情変更があったときには、当事者に誠実交渉義務があり、契約変更の合意が成立しないときには、裁判所に契約改定又は解除を請求できる規定を新設。(155 頁【3.1.1.91】～【3.1.1.93】)

第 2 節 法制審議会の審議内容から

法制審議会の議論は、幅広い論点に渡っており、全部を紹介することは出来ないので、前節を踏まえて、債務不履行の損害賠償や解除のキーワード「債務者の責めに帰すべき事由」(帰責事由)をめぐる法制審議会の議論を紹介する。

法務省は、損害賠償の帰責根拠について、次の 2 案を併記して説明している。

A 案：過失責任主義に根拠を置き、帰責事由を維持、

B 案：契約の拘束力に損害賠償の帰責の根拠を置き、「不可抗力」又は「契約により引き受けていない事由」を免責事由とする

B 案の条文案のうち、後者の案は、「基本方針」の【3.1.1.63】(損害賠償の免責事由)の提案と同じである。

法務省の説明は以下の通りである。

「(債務不履行による損害賠償の要件としての) 帰責事由の意味について、伝統的見解は、過失責任主義に立脚し、これを「故意・過失又は信義則上これと同視すべき事由」と解してきましたが、近時、契約に拘束される当事者間には過失責任主義が前提とする行動の自由が認められない上、裁判例も帰責事由を故意・過失ととらえていないなどとして、契約の拘束力に根拠を求めるべきという考え方が主張されています。この考え方は、現在の帰責事由の内容を実質的に変えることを意図するものではありませんが、過失責任主義と結びついて解釈される「責めに帰すべき事由」という文言の不明瞭さ、理論的な問題点を克服して、条文の文言を分かりやすく変更すべきなどと主張しています。…」(法務省大畑関係官の説明：第三回民法部会議事録より引用)

驚いたことに、これまでの学者の研究では、判例は「帰責事由イコール故意・過失」とは、必ずしも言っていないというのである。この点は、解除の帰責事由でも同じだという。

中田裕康委員（東京大学教授）「伝統的な学説も、債務不履行における帰責事由は普通の過失よりも広いとは言ってきたのですけれども、では、それがなぜ、どのように広いのか、それを画する基準が何かということは、十分に詰められていなかったのではないかと思います。…」

そこで、判例の方では、実務が妥当と考える結論を熟慮して出してきたというのがその足跡ではないかと思います。ですから、実務上、「責めに帰すべき事由」イコール過失というのが定着しているというのは、少なくとも判例を見る限りでは必ずしもそうではないのではないかと考えています。」

この点は、弁護士会からも賛同する意見もあるが、法律要件として実質的に機能していないから廃止しても実害がないと言う主張までは賛成せず、やはり過失責任主義の「帰責事由」をなくすことには反対している。

高須順一幹事（弁護士）「…実務の観点から、…発言させていただきます。我々は学生時代に、「この帰責事由という概念は、故意・過失及び信義則上これと同視する事由である、これ以外の考え方はあり得ない」と教わって司法試験に合格し、実務に入ったわけでございます。

ところが、このごろ改正問題などで話を聞いていますと、「そうではない。実務的には違うものとして理解されてきた」と説明されるわけです。確かに判例などが指摘している「過失」という言葉は、必ずしも主観的な過失を意味するのではない、むしろ、どこまでの責任をこの契約で負うのかということを判例は意識している。

このことは、逆に実務を長くやってくるとだんだん分かってきて、教わったことと少し違うのではないかというような認識を持つようになった。

それが今回の議論の中でよりはっきりした形で議論されるようになった、このように考えております。その意味では、今の御指摘の、帰責の根拠という観点で言えば、学生時代に教わった、故意・過失ということではないとの指摘については、私も一定の理解といたしますか共感を示すものでございます。

ただ、そこから先の問題なのですが、だから「帰責事由」という言葉はやめましょうという議論に関しましては、まだまだ考えねばならないというところがあって、実はこの「責めに帰すべき事由」というのは案外、使い勝手のよい言葉なのかなという理解があります。中身は余りないのかもしれませんが、とにかく責められることをしたら責めを負いなさい、悪いことをしたら責任をとりなさいと、これはある意味では法律の世界ではとても大事なことで、それを免れるのも限度があるのだよという、こういうことをある程度、実感として理解できると思いますか、その辺のところを非常にストレートに示していたような概念だったように思われるのです。ですから、それが今度は表現の問題として、「契約により引き受けていない事由」という、そういうような言葉ですと、今、鹿野幹事がおっしゃったように、具体的に何を決めたかですよみたいなものになってしまうのではないかと。

これに対する反論を一つ紹介しよう。結局、日本社会に於ける契約のあり方、日本人の契約観といったところに議論が戻ってしまうようである。

道垣内弘人幹事(東大教授)「まず、「帰責事由」という言葉は使いやすかったというところから入りますと、正にそれだから無意味だったのですねという感じが、私にはします。「責めに帰すべき事情」があれば、責任を負わせる、というのはトートロジカルなことしか言っていないと思います。…

すなわち、前回、前々回もそうだったような気がするのですけれども、債務不履行の要件論を変えることによって、契約書に細かく書かれる、そして契約書に細かく書く方が勝つようになるという御発言が何回か出ているように思います。

しかし、私をして言わしむれば、それは今でもそうなのです。…それは第415条の文言を変えることによって生ずる問題ではなくて、現在存在している問題で、だからこそ、消費者保護とか、あるいは強行規定とか、といった問題が出てくるのだらうと思います。

御発言の御趣旨が、それにとどまらず、「責めに帰すべき事由」という文言に代えて合意を正面に押し出すことによって、実務における、とりわけ契約書を作る能力のある側の行動が今までとは変わってくるという御発言ならば理解できないわけではありません。しかしながら、それは実は寝た子を起こすなという発言であらうと思うのです。今でも書けばそうなのだけれども、今回文言が変わったので、みんな気が付いてどんどん書くようになるのではないか、そういう話に聞こえてならないわけです。

私も「契約により引き受けた事由」という言葉がよいとは必ずしも思いませんで、今後検討されていくべき問題だらうと思いますけれども、「責めに帰すべき事由」という言葉を変えることによって契約書が重んじられるようになる、ないしは合意が今よりも重んじられるようになるというわけではないと私は理解します。」

第3節 建設業界への影響

1 契約の重要性

「基本方針」の提案では、債務不履行関係の重要な規定、瑕疵の定義【3.1.1.05】、損害賠償の免責事由【3.1.1.63】、損害賠償の範囲【3.1.1.67】、解除権の発生要件【3.1.1.77】などに、「契約」の文字が入る。これは、「基本方針」が「契約の拘束力を重視する」という一貫した発想に立っているためである。要は、債権者と債務者とが決定した契約の内容が債務不履行責任の根拠とされるのである。

例えば、損害賠償の免責事由についていうと、契約で定められた債務が履行できない原因が、契約によって債務者が引き受けたリスクによって発生したものであるならば、免責は認められず、そうでないものの免責は認められる。裁判で言うと、債務者が免責事由に

該当するという主張（抗弁）をすると、その当否は契約の意味内容を基礎に判断されることになる。だから、新たに契約を締結するときは、今まで以上に、その契約によって定められるリスクの配分が重要になる。

しかし、問題の指摘もある。つまり、「基本方針」によれば、免責事由の「リスク配分には契約が締結されたときの債権者と債務者の立場の強弱が反映されることとなります。つまり、改正案の新たな抗弁を前提とした実務では、より強い立場にいる当事者がよりリスクを回避できることとなります。」と、言われている。（福住淳：弁護士、「民法がこんなにかわる！」83頁のコラムより引用、東京弁護士会二一会研究部著、2010年）

これは、消費者と事業者の間だけでなく、事業者間にも起こりうる。後者は、建設業界においては発注者と受注者の関係でも起こり得る。

法制審議会の議論にもあったように、今でも契約書に何を書くかは重要である。これが、民法改正により、ますます重要視される傾向になるだろう。

先に紹介したように法制審議会の審議において、弁護士会代表が何十頁もの契約書を作る「英米的な契約観」に否定的な発言を繰り返すのも、そのようなビジネスの変化に接する弁護士の個人差あるいは危機感が反映しているのではないだろうか。

2 工事請負契約約款のあり方

1で述べたように、「基本方針」の提案では、債務不履行関係の重要な規定、瑕疵の定義【3.1.1.05】、履行不能の定義【3.1.1.56】、損害賠償の免責事由【3.1.1.63】、損害賠償の範囲【3.1.1.67】、解除権の発生要件【3.1.1.77】などに、新しく「契約」の文字が入る。これが約款にどういう影響をもたらすだろうか。

まず第一に、民法施行後の混乱を防ぐために、工事契約約款において、契約の解除、損害賠償、瑕疵担保などの民法改正で変更されるキーワードを置き換えたり、具体的に定めたりする作業が必要になるだろう。特に、土木工事における「瑕疵」の定義（公共約款4条B1項、15条4項、44条、46条2項に瑕疵の文言が使用されている。）は極めて重要ではないか。（参考：瑕疵保証のあり方に関する研究会報告・平成17年8月）

また、過失責任主義が債務不履行の損害賠償、解除で廃止されると、「責めに帰すべき事由」の文言は修正するかどうか検討しなければならない。（もう少し具体的な規定を巡る検討は、民法の請負の改正案を検討してからまとめて扱いたい）

図表3 公共工事約款における「責めに帰すべき事由」の文言が使用されている条項（例）

条一項	該 当 条 項
17-1	設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等
20-1	天災等による工事の中止
21-1.2	受注者の請求による工期の延長
27	一般的損害

28-1	第三者に及ぼした損害
29-1	不可抗力による損害
32-3	請負代金の支払い
45-1.3	履行遅滞の場合における損害金等
47	発注者の解除権

この他、英米法の影響の大きい「基本方針」の方向性の通りに民法が改正されると、工事上の損害の負担や解除など、費用負担に直結するリスクの配分を文章化する作業は、初めての経験で苦労が多いただろう。以下に、損害や解除の文言がある約款の条項を紹介する。

図表 4 公共工事約款における「損害」「解除」の文言が使用されている条項（例）

損害の文言使用条項		解除の文言使用条項	
条一項	該 当 条 項	条一項	該 当 条 項
4-1.3.5	(契約の保証)	1-5	(総則)
		9-5	(監督員)
		10-2	(現場代理人及び主任技術者等)
15-7.10	(支給材料及び貸与品)		
17-1	(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)		
18-5	(条件変更等)		
19	(設計図書の変更)		
20-1.3	(工事の中止)		
21-2	(受注者の請求による工期の延長)		
24-3	(請負代金額の変更方法等)		
27	(一般的損害)		
28-1~3	(第三者に及ぼした損害)		
29-1~6	(不可抗力による損害)		
33-3	(部分使用)		
43-2	(前払金等の不払に対する工事中止)		
44-1~4	(瑕疵担保)		
45	(履行遅滞の場合における損害金等)		
		46-4	(公共工事履行保証証券による保証の請求)
		47-1~3	(発注者の解除権)
48-1	(発注者の解除権)	48-1.2	(発注者の解除権)

49-2	(受注者の解除権)	49-1.2	(受注者の解除権)
50-4.5	(解除に伴う措置)	50-1.3.	(解除に伴う措置)
		4.5.6.8	
		54	(情報通信の技術を利用する方法)

第二は、民法債権法の抜本改正を機に、工事請負契約約款のあり方全体をもう一度再検討すべきではないだろうか。

そもそも、民法の請負の規定は、民法が制定された明治29年(1896)当時の建設業界、建設工事の実情を前提として作られていると思う。以来110年余、どれほどの変化があったことだろう。

この古典的な請負契約の仕組みを、建設工事の実情に合わせて適正にリスク配分して調整するのが、工事請負契約約款の役割である。そうして、民法の標準(任意規定)を修正して、民法を補ってきたのである。過去幾多の改正を経て、各種約款が今日あるのも、その制定、見直しに関わってきた関係者の方々の大変な尽力の賜であることを忘れてはならない。諸先輩に感謝しつつ、民法債権法の抜本改正を機会に、工事請負契約約款の役割を改めて自覚し、そのあり方全体を現代化する方法を考えることこそ、現代を担う者の努めではないだろうか。

3 売買の瑕疵担保制度の見直しの影響

「基本方針」の提案では、売買の瑕疵担保責任の性格が、従来の法定責任説から債務不履行として把握される。従って、瑕疵担保の責任期間が、1年から債務不履行責任に関する債権時効の一般原則(「基本方針」でも見直し案が固まっていないが、3/4/5年のいずれか)によることとなり、従来の規定が延長される方向で改正されることになる。なお、「基本方針」では、請負の瑕疵担保責任は売買のそれと異なる方向の提案内容となっている(詳しくは、請負契約を扱う際に紹介するが、「基本方針」【3.2.9.06】参照)。

従って、民法改正のパブリックコメントでは、請負の瑕疵保証期間も売買に合わせて、延長させるべきという意見も主張されるだろう。それまでに十分な理論武装が必要である。

お願い

連載に当たって、本稿の執筆内容をより良いものとするため、建設業界に関わる経験豊富な皆様からのご教示、ご意見、ご疑問などをお寄せいただきたいと思います。匿名でも結構です。ご教示ご意見などは、以下のアドレスまでお願い申し上げます。

(財)建設経済研究所 総括研究理事 服部敏也

〒105-0003 港区西新橋3-25-33 NP御成門ビル8F

mail hattori-to30@rice.or.jp

II. 平成 22 年度第 2 回 建設業景況調査

昨年度は、大型補正予算の影響もあり、公共工事は前年度を上回る受注があった建設業界ですが、その影響も薄れ、今年度後半には非常に厳しい受注環境・経営環境が予想されています。業界の足元の景況感を、毎四半期行われている「建設業景況調査」を用い概観してみました。

研究員 三浦 悟郎

1. 【概要】

建設業景況調査は、地元建設業界の景気動向から、資金繰りや資材、労務の状況など建設業の営業活動全般の動向を把握することを目的として、昭和 56 年から、公共工事の前払金保証事業を営む保証事業会社 3 社（北海道建設業信用保証株式会社、東日本建設業保証株式会社、西日本建設業保証株式会社）によって行われている。

調査対象企業は、保証事業会社 3 社と取引関係のある全国の中小建設企業¹の中から、特定の地区や業種、規模に偏りがないように選定されている。また、対象企業は固定されており、調査を行う都度母集団からサンプル企業を抽出する調査とは異なる。従って、景況感の変化を連続的に、かつブレが少なく定点的に把握している点に特徴がある。

調査方法は、四半期ごと（3 月、6 月、9 月、12 月）に、対象企業に対して調査票を送付するメール調査である。

本調査の対象企業数は、平成 22 年度第 2 回の時点で 3,028 社²（有効回答企業数 2,682 社）であり、特定業種の景況を継続的に調査するものとしては規模の大きなものであろう。

2. 【グラフの見方】－B.S.I. について－

建設業景況調査は、企業の景況判断を B.S.I.（ビジネス・サーベイ・インデックス）として表している。B.S.I.は、景況判断指数ともいい、景気動向を把握する上で代表的な指数の 1 つである。

建設業景況調査における算出方法は、次のとおりである（図表 1）。例えば、調査項目の一つである「地元建設業界の景気」では、前期に比べた今期の景況感に対する回答項目に《「良い」・「やや良い」・「変わらず」・「やや悪い」・「悪い」》があり、B.S.I.値は、「良い」・「やや良い」と回答した企業割合の合計から「やや悪い」・「悪い」と回答した企業割合の合計を引き、さらにその数値を 2 で割った³値となる。

¹ ここでいう中小企業とは、全国展開している大手約 50 社を除く、地方の大手・中堅・中小企業である。

² 中小企業庁の「中小企業景況調査」（2010 年 7～9 月期）は、調査対象企業数 2,573 社（有効回答企業数 2,490 社）となっている。

³ 調査開始当時の一般的な方法として、2 で除することが行われていたため、算出方法の一貫性を保持するために、現在も 2 で除する方法を採用している。そのため、他の調査では 2 で除することが行われていない場合もあり得る。

従って、全ての企業が「良い」と判断した場合には、B.S.I.値は50となり、逆に「悪い」と判断した場合には、△50となる。また、全ての企業が「変わらず」と判断した場合には0となる。

図表 1 建設業景況調査の B. S. I. の算出方法の例

$$\begin{aligned} & \text{「地元建設業界の景気」} \\ & [(\text{「良い」} \cdot \text{「やや良い」} \text{ と回答した企業割合} \\ & \quad - (\text{「やや悪い」} \cdot \text{「悪い」} \text{ と回答した企業割合})] \times 1/2 \end{aligned}$$

B.S.I.は、企業の景況感の変化方向を判断するものであるために、実際の景気水準とは相容れない値を示すことがある。例えば景気の山より少し後で景況判断を調査した場合、景気水準自体はまだよい水準であるにもかかわらず、B.S.I.ではこれから景気が悪化していく方向感を表すため、値はマイナスを示すことになる。

なお、B.S.I.値には季節調整と呼ばれる加工がされている。これは、本来の景気動向を把握するために、季節性のある変動を取り除く処理をいう。公共事業の影響が大きく反映される建設業では、5月から6月に資金の回収が行われることが多く、この時期は比較的資金繰りに余裕が出るとされている。このような短期間の周期的な要因を取り除くことで、景気本来の動向を把握しようとするものである。

3. 【平成 22 年度第 2 回 実施要領】

(調査概要)

- ・ 調査時期：平成 22 年 9 月
- ・ 調査対象期間：平成 22 年 7～9 月 実績（前期に比べた今期の状況）
10～12 月 見通し（今期に比べた来期の状況）
- ・ 調査対象企業：3,028 社
- ・ 有効回答企業：2,682 社（有効回答率 88.6%）

(調査項目)

- ・ 業況等（自社の業況、地元建設業界の景気）
- ・ 受注の状況（官公庁工事、民間工事、受注総額）
- ・ 資金繰りの状況（資金繰り、支払手形の平均サイト、受取手形の平均サイト）
- ・ 金融の状況（銀行等貸出傾向、短期借入金、短期借入金金利、短期借入金金利の状況）
- ・ 資材の状況（資材の調達、資材価格）
- ・ 労務の状況（建設労働者の確保、建設労働者の賃金）
- ・ 収益（収益、収益増加・減少の理由）
- ・ 経営上の問題点

4. 【調査結果】

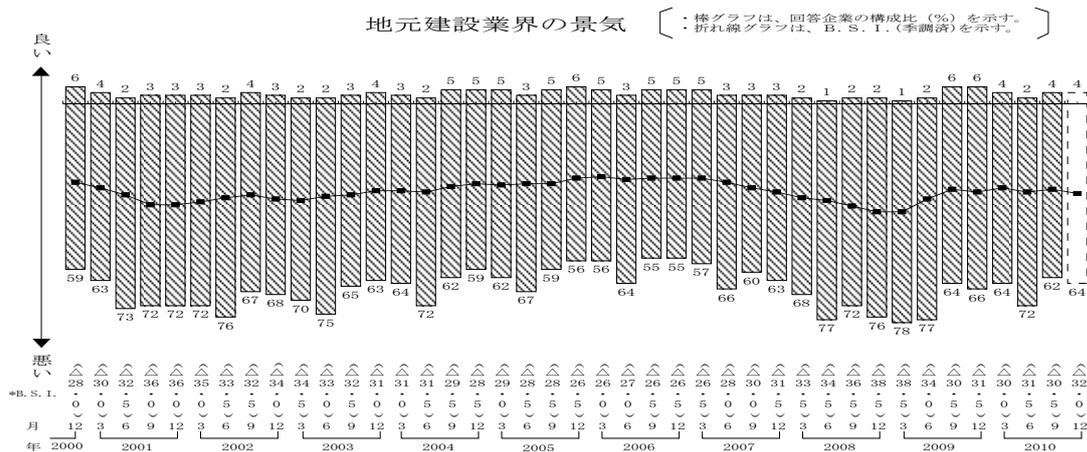
(地元建設業界の景気)

「地元建設業界の景気」について、前期に比べた今期の状況と今期に比べた来期の状況を「良い」、「やや良い」、「変らず」、「やや悪い」、「悪い」で回答を求めた。

地元建設業界の景気は、B.S.I.値が△30.5 と、前期に続いて「悪い」傾向が続いている。グラフに示される B.S.I.値は、2000 年 12 月期から一貫してマイナスとなっている。これは、この間の国内建設投資額の傾向を反映しているものと考えられる。また、GDP に占める建設業の割合も、2008 年度に若干持ち直したものの減少傾向であり、建設業界の厳しい景気環境がみてとれる（図表 3）。

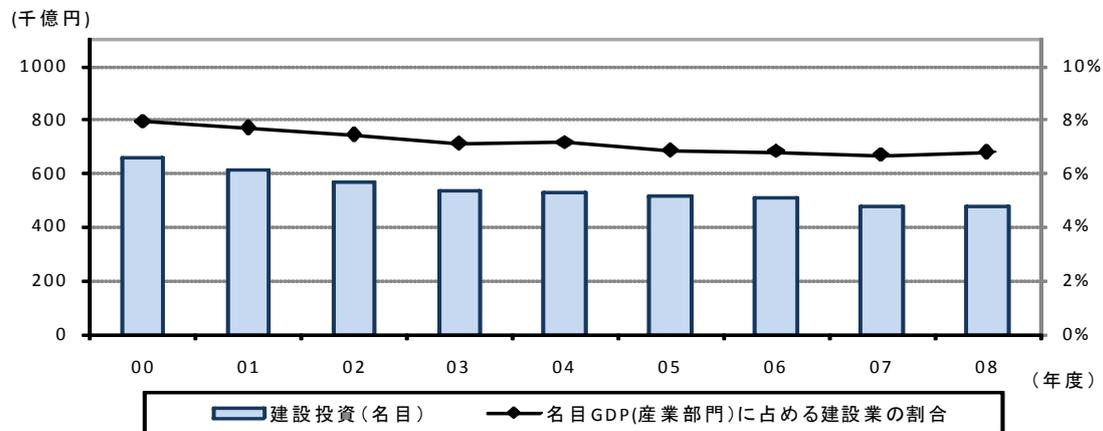
ただ、「悪い」傾向は 2009 年 3 月を境に弱まっている。これは次の項目以降で考察する受注の状況や資金繰り等の金融環境の状況を反映したものであると考えられる。

図表 2 地元建設業界の景気に対する調査結果



(出典)「建設業景況調査」(平成 22 年度第 2 回)より 以下同様

図表 3 建設投資と GDP に占める建設業の割合



(出典)「平成 22 年度建設投資見通し」、「平成 20 年度国民経済計算確報」

(受注の状況)

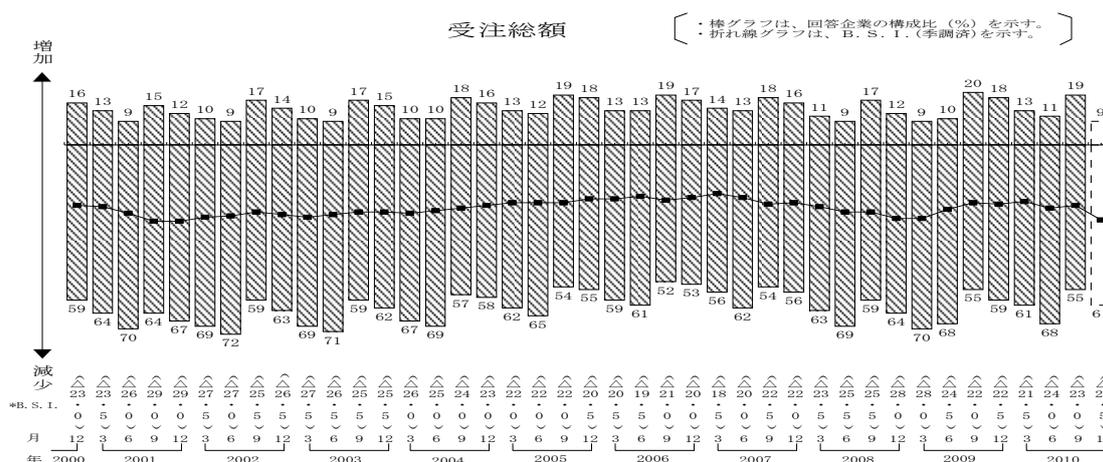
「受注総額」、「官公庁工事」、「民間工事」について、前期に比べた今期の状況と今期に比べた来期の状況を「増加」、「やや増加」、「変わらず」、「やや減少」、「減少」で回答を求めた。

受注総額の B.S.I. 値は、 $\Delta 23.0$ と前期に比べ 1.0 ポイント上昇した。

受注総額は、官公庁工事と民間工事に分けられる。次に見るとおり、官公庁工事の B.S.I. 値は、前期と同値であるが、民間工事は前期より上昇している。受注総額 B.S.I. 値の上昇は、民間工事の影響を受けたものと考えられる。

また、受注総額の状況を地区別・業種別にみると、他に比べ B.S.I. 値の「減少」傾向が弱くなっている区分は、地区別では九州地区 (B.S.I. 値 $\Delta 13.5$)、業種別では建築 (B.S.I. 値 $\Delta 14.5$) となっている。

図表 4 受注総額に対する調査結果



官公庁工事の B.S.I. 値は、前回と同様、 $\Delta 22.5$ と「減少」傾向が続いている。

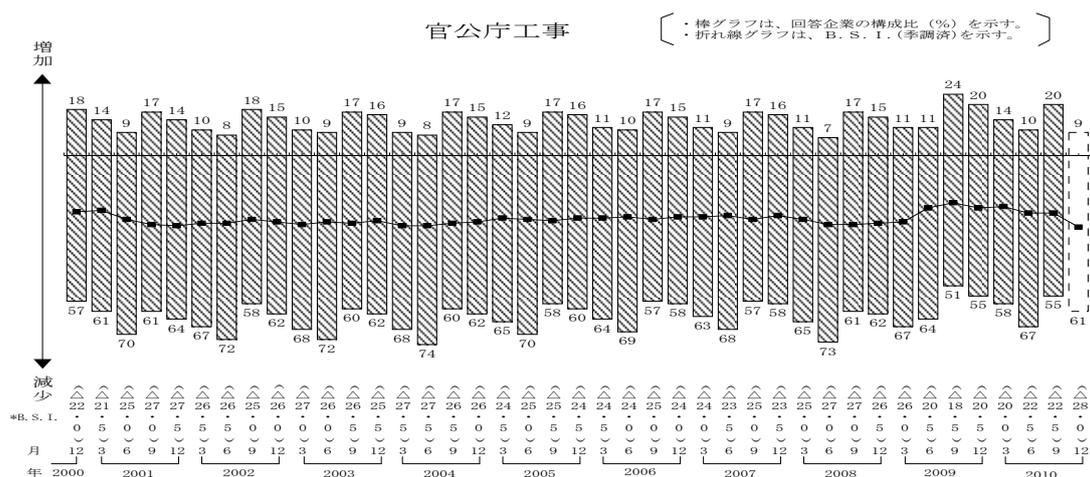
B.S.I. 値は、2000 年 12 月期より一貫して「減少」傾向であるが、2009 年 3 月期から 9 月期にかけて B.S.I. 値が $\Delta 26.0$ から $\Delta 18.5$ になり、「減少」傾向が弱まった。これは、2009 年 5 月に麻生内閣が経済危機対策のための補正予算 (国費総額約 15 兆円。その後、一部が執行を停止された。) を編成したことによる、公共事業の発注増の影響であると考えられる。

なお、棒グラフで示される回答企業割合は季節調整が入っていないため、季節的な動きをみることができる。官公庁工事においては、「増加」と回答する企業が 9 月期に最も多く、6 月期にかけて減少していく特徴がある。官公庁工事の工事量は、発注する国や自治体の予算執行の影響を受けるため、夏から秋にかけて多くなりがちである。一方、4 月から 6 月などは執行量が減少するために、このような傾向になるものと推察される。民間工事にはこ

の季節的な動きがみられず、官公庁工事特有のものではあるが、次に見る資金繰りの状況などを始め、企業の経営全般に大きな影響を及ぼす要因となっている。

また、地区別にみると、官公庁工事においても、他の地区に比べ九州地区の「減少」傾向が弱まっている。

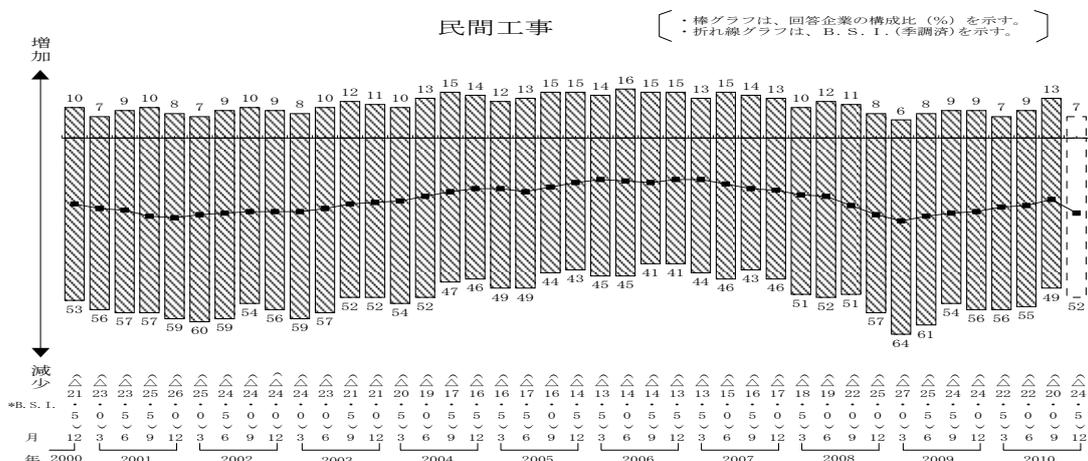
図表 5 官公庁工事に対する調査結果



民間工事の状況(図表6)は、2002年3月期から2007年3月期にかけて「減少」傾向が弱まっていた。これは、都市部を中心に再開発などが行われたこと、地方都市においても盛んにマンション建設が行われたことなどが影響していると考えられる。その後、2007年6月期から2009年3月期にかけて「減少」傾向が強まっている。耐震偽装問題に端を発する建築着工の落込み、米国のサブプライム問題や2008年9月のリーマンショックを契機とする世界不況の影響による海外投資資金の引上げ、民間設備投資計画の凍結やマンション建設の落ち込みなどを反映しているものと考えられる。その後、景気の動向が最悪期を脱したことなどにより、徐々にではあるが「減少」が弱まり、今季B.S.I.値は△20.0にまで持ち直した。

民間工事の地区別状況においても、九州地区のB.S.I.値の減少が弱まっている。

図表6 民間工事に対する調査結果



(資金繰り・金融の状況)

「資金繰り」、「銀行等貸出傾向」について、前期に比した今期の状況と今期に比した来期の状況を「容易」、「やや容易」、「変らず」、「やや厳しい」、「厳しい」で回答を求めた。

資金繰りの状況は、前期に引き続き B.S.I.値が△12.0 と「厳しい」傾向にあるが、2008 年 12 月期を底にその傾向が弱まってきている (図表 7)。

この時期は、経済危機対策として信用保証協会による融資額の 100%保証(緊急保証制度)が開始された時期にあたる。従来、信用保証協会は融資貸倒れの 80%までを保証の上限としていた。しかし、リーマンショックなどの世界的不況に対する景気対策の一環として、2008 年 10 月より貸倒れを全て補填し中小企業の資金繰りを支援することとした。このため、銀行などは貸倒れリスクのある取引先に対しても、貸出しを行うことができたといわれている。

また、亀井前金融担当大臣の意向が強く反映された中小企業に対する借入金返済猶予案(「中小企業者等金融円滑化臨時措置法」、通称「金融円滑化法」)も、資金繰りの改善に寄与したものと考えられる。

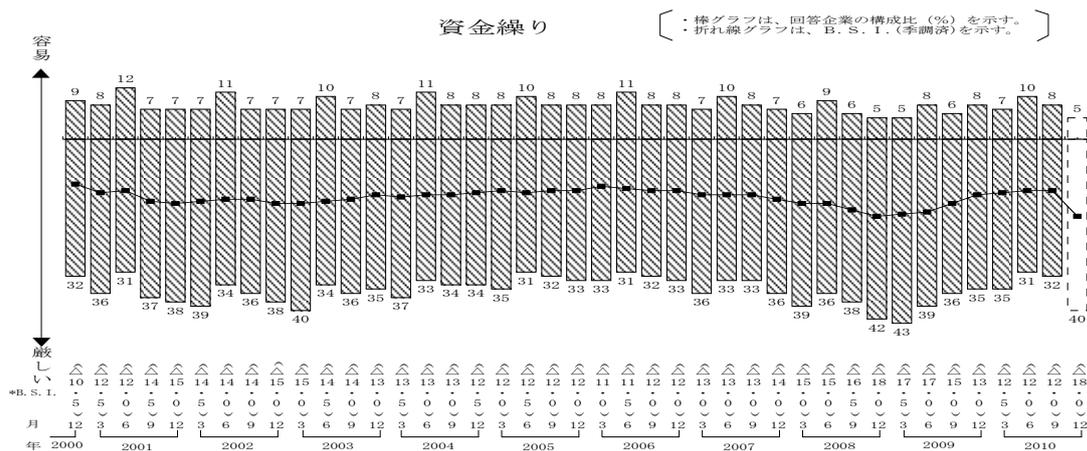
建設業は一般的に受注して始めて銀行などから融資を受けられることが多いため、2009 年 5 月に編成された補正予算による公共事業の追加発注も理由の 1 つであろう。建設業の受注と資金繰りの関係は、今季の動向を地区別、業種別にみることも確認できる。受注の状況において、他の区分に比べて「減少」傾向が弱まっている九州地区では、資金繰り、銀行等貸出傾向の「厳しい」状況もまた弱まっている。また、業種別では、建築において、それら項目における「厳しい」状況が弱まっている。

このように、建設業が銀行などと円滑に取引が行える要素がいくつかそろった結果、資金繰りが改善したものと推測される。

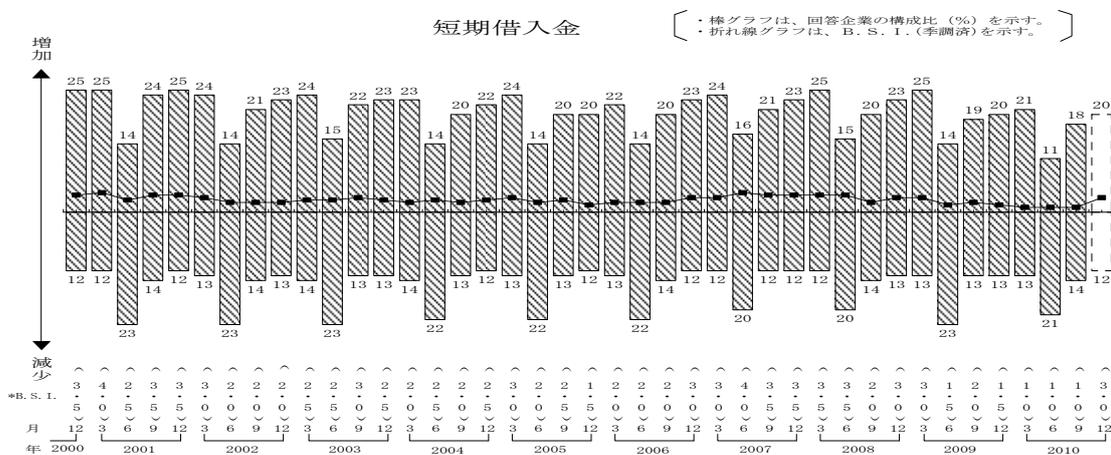
資金繰りの状況の特徴として、各年ともに 6 月期の資金繰りが「容易」と回答する企業

割合（棒グラフ）が他の期に比べて多いという季節的な状況がみられる。これは、公共工事の完成代金の回収が、特にこの期に行われることが多いことが理由であろう。また、短期借入金の状況をみても、工事代金の回収期である6月期は他の期と比べて、短期借入金の「減少」傾向が強まっている。

図表7 資金繰りに対する調査結果



図表8 短期借入金に対する調査結果

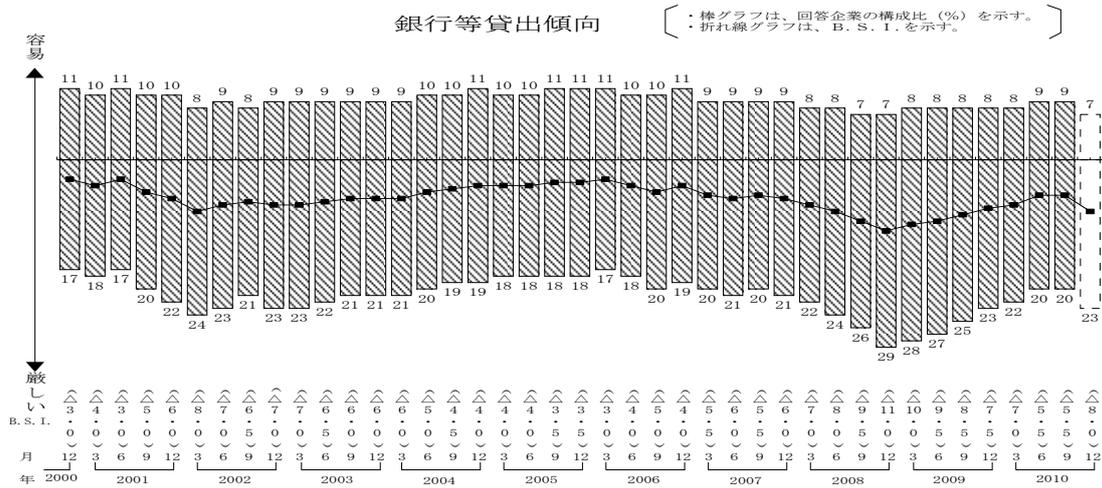


緊急保証制度や金融円滑化法は、2011年3月に一応の期限が到来する。後者については延長の可能性を残しているものの依然不透明な部分が多い。また、11月から一部の企業の返済が始まると考えられ、年度後半には公共工事の発注量が減少するという見込みを考慮すると、今後の建設企業の資金繰りは懸念される部分が多い。

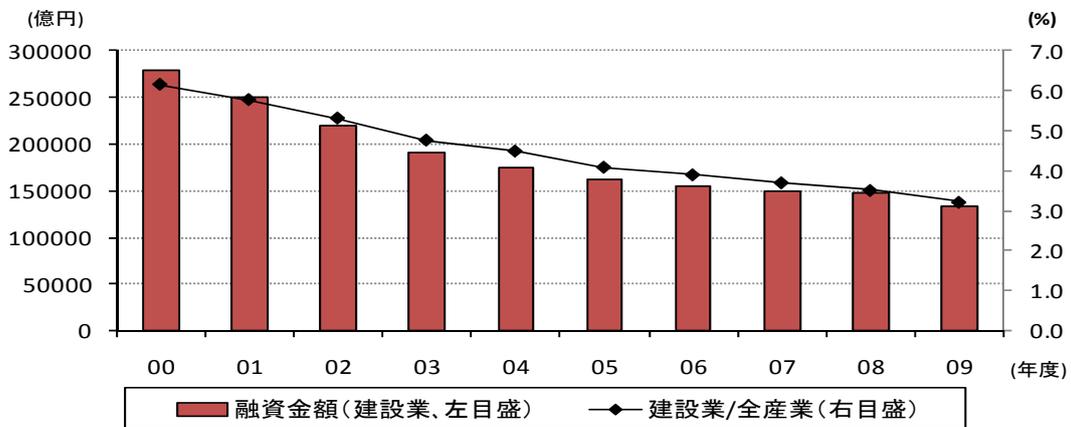
銀行等貸出傾向は、前述のとおり信用保証協会の保証限度引上げや金融円滑化法などの影響もあり「厳しい」傾向が緩和されてきている。ただし、貸出傾向の「厳し」さが緩和されたことが、貸出額の増加に直接つながる訳ではない。日本銀行の預金貸出関連統計に

よると、この間も建設業向け融資金額は減少している（図表 10）。図表 3 の建設投資の推移などと併せて考えると、工事量の減少が建設企業の資金需要に大きく影響している様子がうかがえる。

図表 9 銀行等貸出傾向に対する調査結果



図表 10 建設業への貸出状況



（出典）日本銀行「預金貸出関連統計」

（資材の状況）

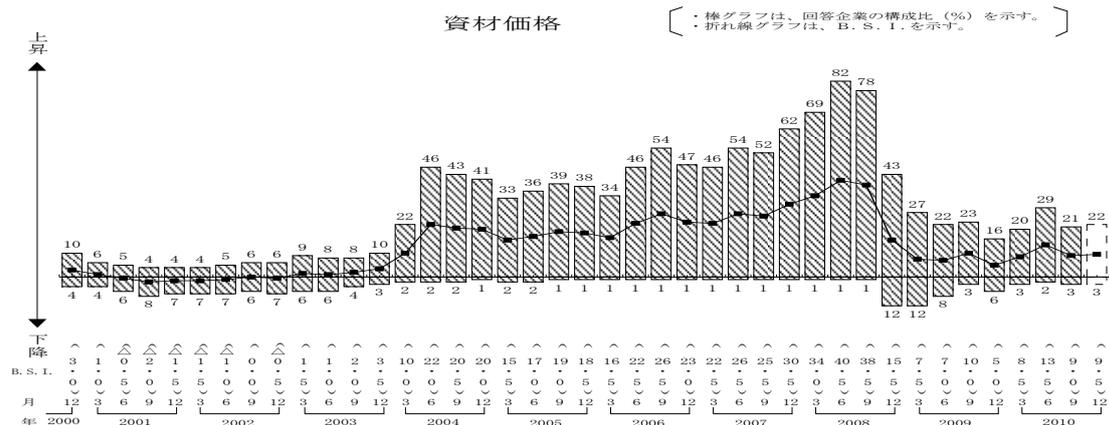
「資材価格」について、前期に比べた今期の状況と今期に比べた来期の状況を「上昇」、「やや上昇」、「変らず」、「やや下降」、「下降」で回答を求めた。

資材価格は、B.S.I.値が 9.0 と前期に比べ「上昇」傾向が弱まっている。資材の価格は、2003 年から「上昇」に転じ、2004 年に一度上昇し小康状態を保った後、2007 年から再び上昇している。2004 年頃から新興国の経済発展や投資マネーの影響などによって、原油や

天然ガスなどのエネルギー、輸入原材料の価格が上昇を始めており、その影響を受けたものと考えられる。その後の世界的な不況の影響で資材価格の一方的な上昇傾向は弱まり、近年は上昇傾向の強弱が交互している。

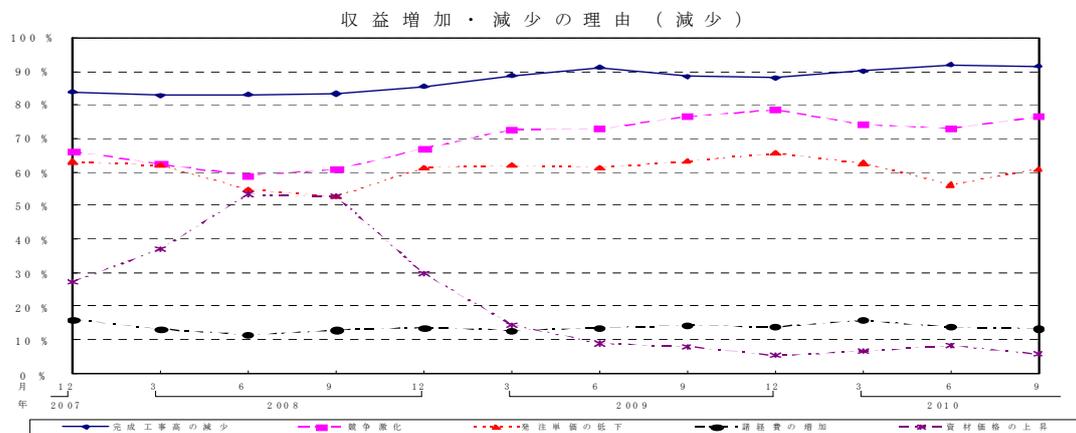
区分別にみると、受注状況等の影響もあり、地区別では九州地区、業種別では建築で資材価格の「上昇」傾向が最も高くなっている。

図表 11 資材価格に対する調査結果



また、資材価格が特に上昇していた2008年6月期、9月期当時の企業収益減少の理由をみると、「資材価格の上昇」が「発注単価の低下」と同程度の要因にまで上昇している（図表12）。「上昇」と回答する割合が大半の区分で50%を超えていた一方、資本金1千万円未満の小規模会社では、32%と影響が小さいなどの特徴がみられた。一般的に、規模の小さい企業は、価格交渉力が相対的に弱く、資材価格の影響も強く表れると思われる。しかし、この規模の企業は、使用する資材そのものの量が少なかったり、労務中心の工事が多いことなども、回答割合が上昇しない理由の1つであろう。

図表 12 収益減少の理由に対する調査結果



(労務の状況)

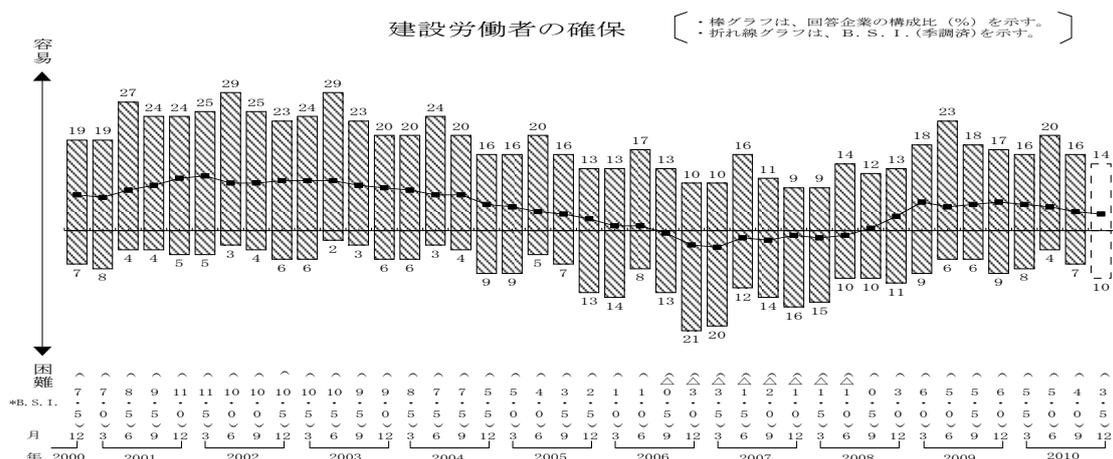
「建設労働者の確保」について、前期に比べた今期の状況と今期に比べた来期の状況を「容易」、「やや容易」、「変らず」、「やや困難」、「困難」で回答を求めた。

建設労働者の確保は、今季 B.S.I. 値が 4.0 と、「容易」傾向が続いている。

建設労働者の確保についても、毎年の周期的な傾向をみることができる。つまり、6 月期に毎年最も「容易」とする割合が多くなっている。この時期は、発注や契約が出始め、実際の労務作業は夏頃にかけて増加してくるためであると考えられる。

もともと、長期的には景気変動の影響がうかがえ、マンション建設や都市再開発などが盛んであった 2006 年までは、労働者の確保は「容易」傾向が弱まり「困難」に転じている。その後、世界的な不況の影響によって、民間の建設投資意欲が減退し、工事量が落ち込んだため労働者の確保も再び「容易」傾向に転じたようである。

図表 13 建設労働者の確保に対する調査結果



(まとめ)

建設業界は、過去 10 年以上に渡る市場規模縮小の影響で、業界全体が構造的な不況業種とみられる向きもある。しかし、業種内容は幅広く、企業も全国的に広く分布する特徴をもつので、景況感や経営状況にバラツキがあることも事実である。また、資金繰りなどは、政策の影響もかなり受ける。

建設業景況調査は、建設業界の経営動向について、各項目の全般的な動向のほかに、地区別、業種別、規模別（完工高別、資本金別）の動向も発表しており、区分ごとの状況を継続的に観察する上で他の調査にはない有用性を提供している。建設業界の状況をより深く把握するために、本調査が一層活用されることが望まれる。

Ⅲ. 建設関連産業の動向 — 鉄鋼 —

建設資材としての鉄鋼について、建設産業に関連する項目を中心にレポートします。

1. 鉄鋼業界の動向

(1) 需給動向

2009年度の鉄鋼の内需（粗鋼見掛消費）は、建設需要を含む国内景気低迷に伴う需要産業の活動水準の停滞を背景に、対前年度比▲19.8%と2期連続での減少となった。一方、輸出は、対前年度比で一時的に落ち込む局面があったものの、トレンドとしては増加傾向にあった。製造業の生産拠点の海外シフトが進んでおり、外需主導の展開となっていることは否めない。

図表 1 粗鋼需給

(単位:百万トン)

	粗鋼生産		輸入(粗鋼換算)		輸出(粗鋼換算)		粗鋼見掛消費		輸出比率	輸入比率
		対前年度比		対前年度比		対前年度比		対前年度比		
FY2000	106.9	+9.1%	5.5	+1.8%	30.7	+0.2%	81.7	+12.3%	28.8%	6.7%
FY2001	102.1	▲4.5%	4.0	▲27.2%	34.3	+11.6%	71.8	▲12.1%	33.6%	5.6%
FY2002	109.8	+7.6%	3.5	▲12.7%	38.7	+12.8%	74.6	+3.9%	35.3%	4.7%
FY2003	111.0	+1.1%	3.9	+12.9%	38.2	▲1.3%	76.7	+2.9%	34.4%	5.1%
FY2004	112.9	+1.7%	5.2	+31.1%	37.6	▲1.6%	80.5	+4.9%	33.3%	6.4%
FY2005	112.7	▲0.2%	5.5	+6.3%	34.6	▲8.1%	83.6	+4.0%	30.7%	6.6%
FY2006	117.7	+4.5%	5.2	▲5.5%	38.6	+11.8%	84.3	+0.8%	32.8%	6.2%
FY2007	121.5	+3.2%	5.1	▲1.4%	41.1	+6.2%	85.6	+1.5%	33.8%	6.0%
FY2008	105.5	▲13.2%	4.6	▲9.4%	36.2	▲11.7%	73.9	▲13.7%	34.4%	6.3%
FY2009	96.4	▲8.6%	3.9	▲16.5%	41.0	+13.2%	59.3	▲19.8%	42.6%	6.5%

(注) 1. 輸入・輸出の粗鋼換算は、通関統計に換算計数を乗じて算出。

2. 粗鋼見掛消費＝粗鋼生産＋輸入－輸出

3. 輸出比率は生産に対する割合。

4. 輸入比率は粗鋼見掛消費に対する割合。

5. 対前年度比は増減率。

(出所) 社団法人日本鉄鋼連盟「鉄鋼統計要覧(2010年版)」より当研究所作成。

(2) 業界環境

鉄鋼業界は、上述のような国内需要縮退、製造業の海外進出進展等を背景に、内需が減少する一方で、中国、ASEAN、インドに代表される新興国では需要拡大が続いている。

世界の資源メジャーによる鉄鉱石、原料炭の寡占化が進展しており、鉄鋼メーカーは資源の安定調達（価格の設定面も含めて）の観点から劣勢の状況にある。更に、競合他社（アルセロールミタルや中国企業）は合従連衡を進め、規模拡大、品質向上を進めてきており、日本鉄鋼業界を取り巻く環境は厳しさを見せている。

(3) 最近のトピックス：日インド経済連携協定交渉の大筋合意

2010年9月10日付の日本鉄鋼連盟会長コメントの抜粋は次のとおりである。

「成長著しいインド経済において、高品質の日本製鋼材を必要とする需要産業ならびにわが国鉄鋼業にとって、大きなメリットを産むことを確信しています。今回の合意が、両国

の更なる連携強化と経済発展に繋がることを期待しています。また、わが国の今後更なる経済連携協定締結の拡大に向け、日本政府が協定交渉を積極的に推進していくことを強く希望します。」

日本鉄鋼業界にとって、国内経営基盤の強化や原料問題へのより優位な対応には、前提として新興国の需要を手にすることが重要な成長戦略と位置付けられていることがうかがえる。

2. 建設資材としての鉄鋼

建設業にとって鉄骨・鉄筋等の鋼材が重要な資材であることは言うまでもない。国土交通省では、①セメント、②生コンクリート、③骨材、砕石、④木材、⑤普通鋼鋼材、形鋼、小形棒鋼及び⑥アスファルトの 6 資材 9 品目を主要建設資材と位置付け、建設資材の安定的な確保を図り、円滑な建設事業の推進に資することを目的として、毎年「主要建設資材需要見通し」を公表している。

資材価格の変動が建設業各企業へ及ぼす影響は相応にあり、当研究所で四半期毎に調査・分析している「主要建設会社決算分析」で検証したところ、各企業の通期業績予想との乖離の一つの要因として、2008 年度においては資材価格の急激な上昇による業績悪化、2009 年度では資材価格の下落による業績改善を理由としている企業が多かった。

以降では、普通鋼鋼材の受注動向を中心に見ていくこととする。

(1) 建設業における鋼材の使用状況

鋼材には生産・出荷・在庫の他に受注の統計があり、用途別受注量（重量）の集計が行われている。図表 2 は 2009 年度の普通鋼の用途別受注内訳である。輸出用を除いた内需の中で、建設用途の占める割合は大きい。製造業用の中で 1 位と 2 位を占める自動車用・船舶用よりも大きく、建設業は需要量の面で主要な鋼材ユーザーである。なお、建設用の中の「その他建設用」とは建築金物、建築用付属資材、仮設材などである。

受注時に用途の判明していない「販売業者向」についても、7 割は建設向けであると言われており⁴、建設業の鋼材需要を把握する際にはこの分も推計して加算すると実態に近くなる。図表 3 は国土交通省「平成 22 年度 主要建設資材需要見通し」における普通鋼鋼材の建設向け受注量と、図表 2 で用いた社団法人日本鉄鋼連盟統計による普通鋼鋼材の受注時に建設用と判明している分との差額を、販売業者向のうちの建設用であると推定して示した⁵ものである。なお、この「販売業者向のうち建設用」の販売業者向全体に占める割合を年度ごとに計算すると 69%～72%となる。

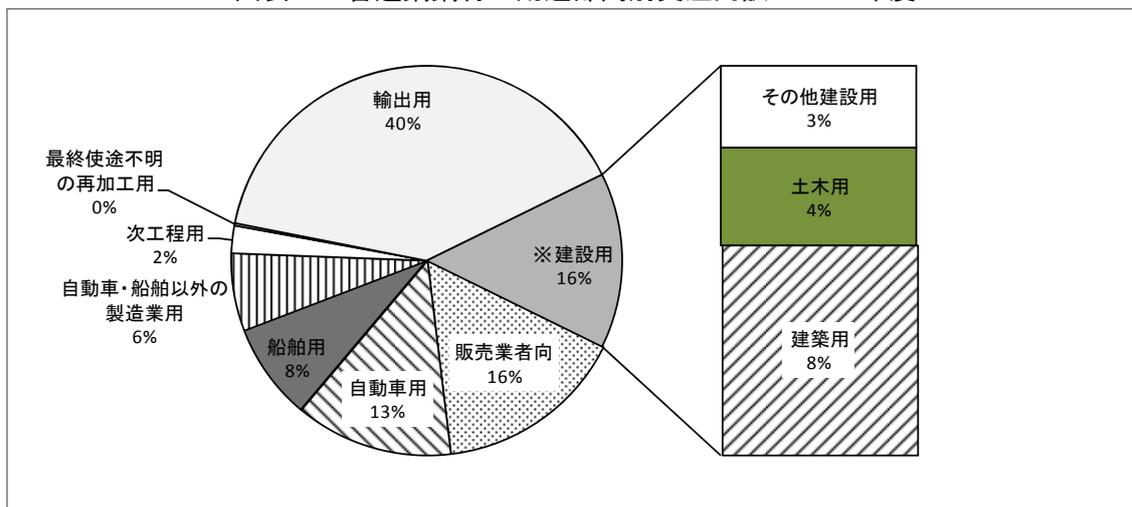
また、鋼材は普通鋼と特殊鋼に大別されるが、特殊鋼の建設用途は普通鋼のそれと比較

⁴ 社団法人日本鉄鋼連盟「用途別受注統計」の欄外注記より

⁵ (国交省による建設用途) - (社団法人日本鉄鋼連盟による建設用途) = (販売業者向けのうち建設用)

するとかなり少ない⁶ので、今回は分析を割愛した。

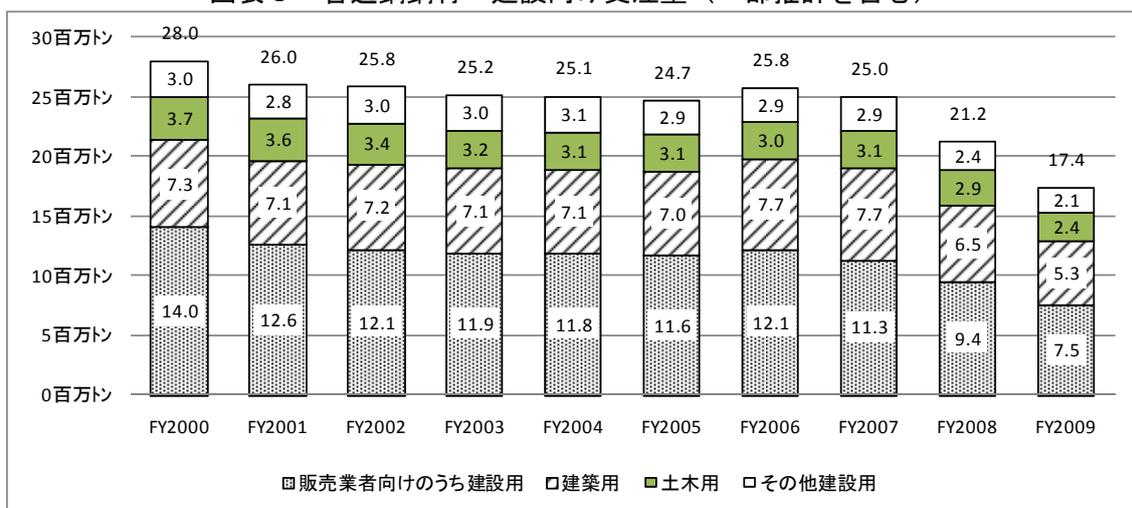
図表 2 普通鋼鋼材 用途部門別受注内訳 2009 年度



(注) 構成比率は四捨五入のため、みかけの合計は合わない。

(出所) 社団法人日本鉄鋼連盟「鉄鋼統計要覧 (2010 年版)」より当研究所作成。

図表 3 普通鋼鋼材 建設向け受注量 (一部推計を含む)



(注) 四捨五入のため、みかけの合計は合わない。

(出所) 国土交通省「主要建設資材需要見通し」、及び社団法人日本鉄鋼連盟「鉄鋼統計要覧」より当研究所作成。
販売業者向けのうち建設用＝国交省による建設用途 ー 社団法人日本鉄鋼連盟による建設用途としている。

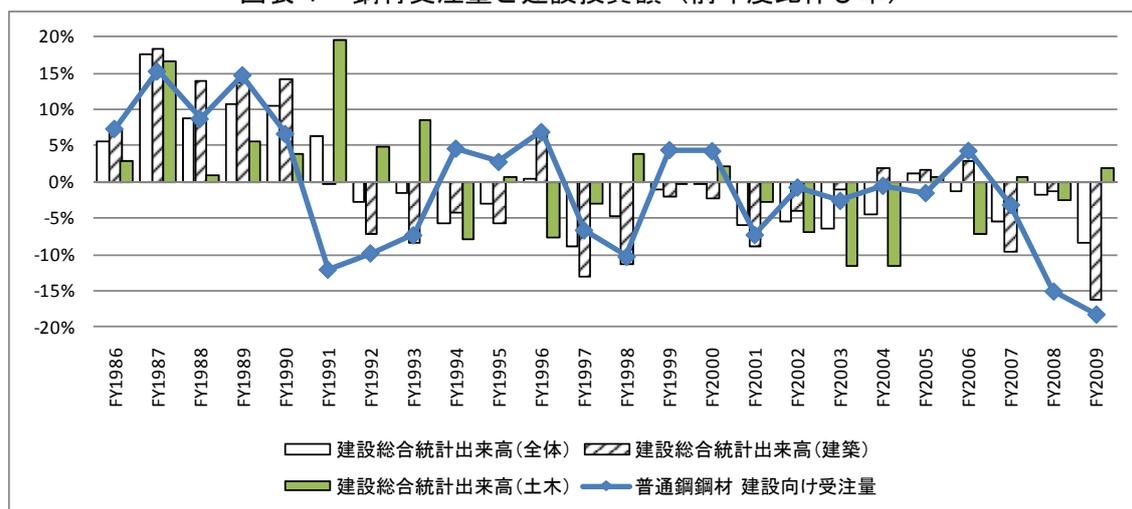
図表 3 に示した期間では 2000 年度の 28.0 百万トンがピーク、2009 年度の 17.4 百万トンが最も少なくなっている。

つぎに、普通鋼の建設向け受注量 (図表 3 で定義した数量) と建設投資額 (建設総合統計における出来高ベース) の増減の推移について図表 4 に示した。理論上両者に因果関係があることは間違いのないと考えられるが、相関係数を採ったところ、建築と土木を合わせ

⁶ 2009 年度の建設用 (受注時に用途の判明しているもの) 特殊鋼の受注は約 55.6 万トンである。

た建設工事全体では0.64、建築工事では0.79（いずれも標本数24）となっており、建築投資額との相関がより高いと言える。なお、受注量と投資額との比較であるため、受注～生産～加工～出来高計上に至るラグを考慮する必要もあるが、ここではその分析までは行っていない。

図表4 鋼材受注量と建設投資額（前年度比伸び率）



(出所) 国土交通省「主要建設資材需要見通し」、及び「建設総合統計」より当研究所作成。

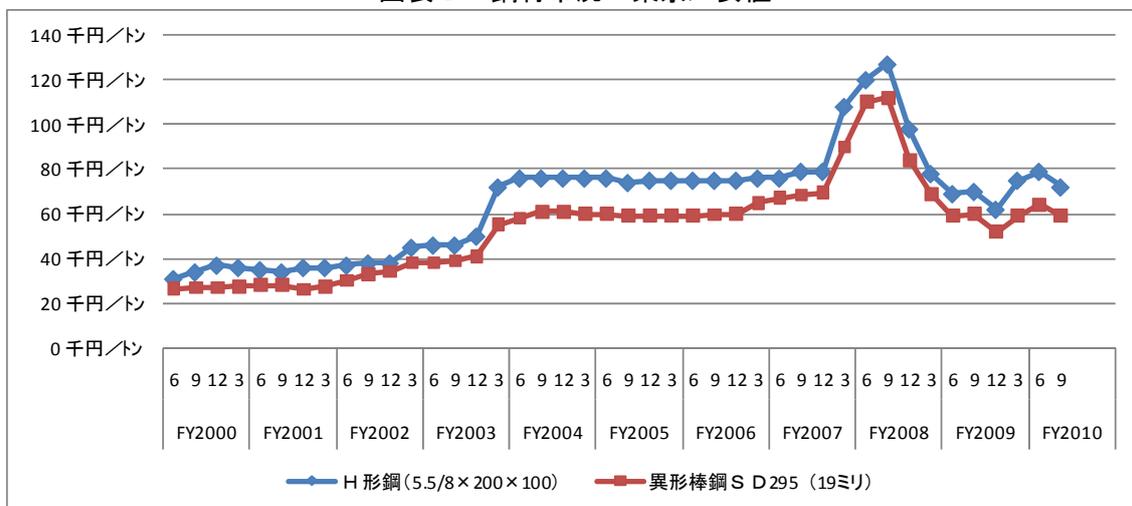
(2) 鋼材価格の推移

鋼材は市場の需給で価格が決まる市況製品であるといわれている。国内の市況については東京、大阪、名古屋といった地域ごとに日次の価格情報が提供されており、需給を敏感に反映して価格が変動していることがうかがえる。

図表5は鋼材価格の四半期（四半期末月）ごとの推移を示している。2003年度末の大幅な価格上昇については、主に中国等を中心とした需要拡大による世界的な鋼材需給の逼迫が主要因であった。そして2007年度末からの更なる急激な上昇は、新興国での需要拡大と、資源会社の再編等による原料供給の寡占化の進行が、原料価格の高騰をもたらし、製品価格に転嫁されたものである。2008年度の第3四半期には、世界同時不況により需給が緩んだため、価格は大きく下落している。

国内マクロ経済の動向を見ると（当研究所：建設経済投資予測2010年10月21日公表）、「2010年度後半は、民間消費の景気支援政策の一部終了の影響も含めた先行き懸念、海外経済の減速に伴う輸出の鈍化も予想され、さらには円高による企業業績の影響も加わり、景気回復が鈍化し、景気停滞感が強まる可能性がある。2011年度は、緩やかな回復基調に戻ると予想する。アジアを中心とした新興国向けの需要は底堅く、円高が修正されれば輸出の増加基調は維持すると考えられる。国内の生産拡大や企業収益の改善があれば、民間需要の持ち直しが引き続き期待される。」と予測しており、当面、国内需給の逼迫による価格上昇はみられにくいと推測される。

図表 5 鋼材市況 東京／安値



(出所) 株式会社鉄鋼新聞社のウェブサイトより当研究所作成。

(3) 鋼材価格と建設工事費

建設工事費に占める鋼材価格の割合について、国土交通省公表の統計資料「建設資材・労働力需要実態調査（平成 18 年度原単位）」、「建設工事費デフレーター（平成 12 年度基準）の概要」を基に推定してみた。2つの資料は、それぞれ約 3 年毎、5 年毎に調査・改定を行っていることから、現時点で最新資料である。

図表 6 では、建設資材・労働力需要実態調査における資材の金額原単位を使用した。金額原単位とは請負工事費 100 万円あたりの資材投入量（重量・体積等）であるので、この鋼材の値に鋼材の資材単価を乗じると、請負工事費に占める鋼材価格の割合がおおよそ推定できる。

図表 6 請負工事費 100 万円あたりの原単位

	単位	建築全体	非住宅建築	土木全体
平成 12 年度鋼材原単位	トン	0.53	0.78	0.42
金額換算（2000 年 9 月鉄骨価格使用）	円	18,020	26,520	14,280
金額百分比	%	1.80	2.65	1.43
平成 18 年度鋼材原単位	トン	0.52	0.77	0.48
金額換算（2006 年 9 月鉄骨価格使用）	円	39,000	57,750	36,000
金額百分比	%	3.90	5.78	3.60

(出所) 国土交通省「建設資材・労働力需要実態調査（平成 18 年度原単位）」より当研究所作成

つぎに、建設工事費デフレーターのウエイト表から推計する。図表 7 は建設工事費を構成する労務費や各種資材費の構成比を推計したものである。現状のウエイト表は資材・労務費合計で 58 項目からなるが、図表 7 ではそのうち鉄製品である項目を集計した。建築用

金属製品とその他金属製品の 2 項目は、日本標準産業分類を見ても、鉄・非鉄金属の両方を含むと考えられるが、詳細が不明であるため集計から外している。

図表 7 建設工事費デフレーターウエイト（平成 12 年基準）

	建築		土木	
	R C 住宅	S 非住宅	河川	道路橋梁
鑄鉄管・鑄鋼	0.07%	0.05%	0.07%	0.15%
鉄鋼	1.19%	0.95%	2.34%	2.70%
小型棒鋼	1.56%	0.67%	0.32%	0.77%
鉄構物	0.80%	8.75%	4.79%	33.66%
鋼材計	3.64%	10.43%	7.51%	37.28%

(注) 建設工事費デフレーターの 10 万分比項目ウエイトを 100 分比に修正。

(出所) 国土交通省「建設工事費デフレーター（平成 12 年度基準）の概要」より当研究所作成。

図表 6 と図表 7 の平成 12 年度値を比較すると、乖離があるが、対象工事種類が異なるので、どちらかが不合理というものではないと考える。

3. おわりに

受注業務が主要業務である建設産業にとって、建設資材の低価格・安定・計画調達は一様に容易ではない。加えて、工程も長期間に及ぶことから、資材価格の変動リスクにもさらされている。近年、各企業が資材価格の変動を理由とした業績予想の修正を行った事実は、それを表わしていると言える。

とはいえ、建設企業の安定的な経営には、原価管理における資材価格の見込みの精度を上げ、工事採算を如何に確保していくかが重要なファクターの一つであることは言うまでもない。資材価格動向を予測するには、国内需給の動向のみならず、海外需給、海外資源会社および海外鉄鋼メーカーの動向（業界再編等による生産・販売・流通経路への影響）について注視していく必要があるだろう。

さらに、工期途中の予期せぬ変動については、円滑な価格転嫁が今後の課題であるが、現状の厳しい建設市場環境を勘案すれば改善はなかなか難しいかもしれないが、施主への粘り強い働きかけを続ける必要があるだろう。

(担当：研究員 江村 隆祐)

編集後記

去る 10 月末に、私は健康診断に出掛けた。

健康診断を受診すると、自分の全てをみられているようで、どことなく心地悪い感に襲われる。一方で、“今さらジタバタしても仕方ない、ありのままの自分である”と慰めてみたりもする。

しかし、医療機器はいたって冷静に自分の身体の状態を測ってくる。当然のことながら、一切の妥協はない。

そんな中、一筋の光が私を照らす。そうだ、この検査だけは自分自身を取り繕えるのだ。そう、お茶の CM でもお馴染みとなったアノ検査だ。相手は機器ではない、生身の人間だ。少しくらいいいではないか、必ずこの数値になってみせるから。

そうして、私は大きく息を吸い込み腹部に力を入れる。顔はいたって冷静。いつも通りの自分の表情（のはずだ）。

もちろん、当日の、しかもこんな小さな努力では、実数値の改善という大きな成果を得ることはできない。

自分の求める数値を得るには、フダンの努力が大切だ。それは普段であり、不断。普段の努力ならば、自分にもできるのではないかと思う。しかし、普段は不断である。不断の努力はできるであろうか。

自問しながら、病院を後にした。そういえば、昨夜の 9 時から何も食べていないな。今日の昼くらいは、たくさん食べても大丈夫だろう。

こうして、私は元の生活に戻る。心のフタンになってはいけないから…。

フタンを乗り越え、フダンにする。

そのときこそ、私の診断結果に良いテンがつけられるときなのだ。

(担当：研究員 三浦 悟郎)